

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年5月18日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 江本 雅人

記

1 手続番号

第0300-2022-0014号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

さいたま市西区大字西遊馬字吾庵3399番2